

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告示

○建築基準法による一団地の区域……………

……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………

### 公告

○優良映画等の推奨……………

……………(生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課)……………

○開発行為に関する工事完了……………

……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)……………

……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………

○大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………

……………(同)……………

## 告示

●東京都告示第九百六十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和四年六月二十一日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

世田谷区下馬二丁目一番二、五十五番十三、同番三十三、二百五十九番二から同番四まで、同番二十九から同番三十二まで、同番三十四、同番三十五、同番三十七、同番五十三から同番五十八まで、同番八十五、同番九十から同番九十八まで、同番百三、同番百十七、同番百六十六から同番百七十五まで、同番二百から同番二百三まで、同番二百五、同番二百六及び太子堂一丁目二番七

令和四年六月三日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

## 公告

優良映画等の推奨について

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第八十一号)第五条第二号の規定により、青少年を健全に育成する上で有益であるものとして、次のとおり推奨する。

令和四年六月二十一日

東京都知事 小池 百合子

推奨番号 種類 名称 制作者等 推奨理由

四七九 映画 ゆめパのじ ガーラファイ 青少年を健全

かん ルム、ノン に育成する上

ドライコ で有益であると認める。

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年六月二十一日

東京都多摩建築指導事務所長

名取 伸明

開発区域又は工区に 許可を受けた者の住所及び氏名

青梅市野上町一丁目百三十番、西東京市東伏見三丁目六番

同番地先、百三十一番、同番十九号

同番地先、百三十二番、百三十三番、同番地先、百三十四番から百三十六番まで、同番地先、百三十七番一、同番二、百四十二番一の一部、百四十六番一、同番二、百四十七番一及び同番二(第二工区)

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年六月二十一日から四月以内に東京都産業

労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一  
号)に到着するよう提出してください。

令和四年六月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 サミットストア小平上水本町店
- 二 店舗所在地 小平市上水本町五丁目十三番一号
- 三 設置者名 サミット株式会社
- 四 設置者住所 杉並区永福三丁目五十七番十四号
- 五 変更前の設置者の代表者名 田尻 一
- 六 変更後の設置者の代表者名 服部 哲也
- 七 変更前の小売業者の氏名又は名称 サミット株式会社ほか二名
- 八 変更後の小売業者の氏名又は名称 サミット株式会社ほか一名
- 九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 サミット株式会社ほか一名
- 十 変更前の小売業者の代表者名 田尻 一(サミット株式会社)ほか
- 十一 変更後の小売業者の代表者名 服部 哲也(サミット株式会社)ほか
- 十二 変更日 令和二年六月二十一日ほか
- 十三 届出日 令和四年五月二十日
- 十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十五 縦覧期間 令和四年六月二十一日から同年十月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を

除く。

十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 伊勢丹新宿本店
- 二 店舗所在地 新宿区新宿三丁目十四番一号ほか
- 三 設置者名 株式会社三越伊勢丹ほか三名
- 四 設置者住所 新宿区新宿三丁目十四番一号ほか
- 五 変更を行った設置者名 三泉トラスト保険サービス株式会社ほか一名
- 六 変更前の設置者の代表者名 吉本 好伸(三泉トラスト保険サービス株式会社)
- 七 変更後の設置者の代表者名 咄下 泰男(三泉トラスト保険サービス株式会社)
- 八 変更前の設置者住所 中央区八重洲一丁目二番一号(みずほ信託銀行株式会社)
- 九 変更後の設置者住所 千代田区丸の内一丁目三番三号(みずほ信託銀行株式会社)
- 十 変更を行った小売業者の氏名又は名称 スワロフスキー・ジャパン株式会社ほか一名
- 十一 変更前の小売業者の住所 千代田区一番町二十一番地(スワロフスキー・ジャパン株式会社)
- 十二 変更後の小売業者の住所 千代田区麴町一丁目十二番地(スワロフスキー・ジャパン株式会社)
- 十三 変更前の小売業者の代表者名 オ・ナミ(スワロフスキー・ジャパン株式会社)ほか
- 十四 変更後の小売業者の代表者名 鈴木 正規(スワロフスキー・ジャパン株式会社)ほか
- 十五 変更日 令和四年四月十二日ほか

令和四年六月一日

十七 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十八 縦覧期間 令和四年六月二十一日から同年十月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

- 十九 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。  
なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年六月二十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。  
令和四年六月二十一日
- 一 店舗名 東京都知事 小 池 百合子  
道玄坂共同ビル

<p>二 店舗所在地 渋谷区道玄坂二丁目二十九番一号</p> <p>三 設置者名 道玄坂共同ビル株式会社</p> <p>四 設置者住所 渋谷区道玄坂二丁目二十九番十九号</p>	<p>五 変更前の駐車場の位置及び収容台数 隔地 四十九台</p> <p>六 変更後の駐車場の位置及び収容台数 隔地 四十九台</p>	<p>七 変更前の来客が駐車場を利用するこゝとができる時間帯 午前十時から午後十時三十分まで</p> <p>八 変更後の来客が駐車場を利用するこゝとができる時間帯 午前九時三十分から午後十時三十分まで。ただし、年間五日に限り午前八時三十分から午後十時三十分まで</p>	<p>九 変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二箇所 隔地</p> <p>十 変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二箇所 隔地</p>	<p>十一 変更日 令和五年二月一日</p> <p>十二 届出日 令和四年五月三十日</p>	<p>十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十四 縦覧期間 令和四年六月二十一日から同年十月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。</p> <p>令和四年六月二十一日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p>							
<p>一 店舗名、店舗所在地及び設置者名</p> <p>(一)ア 店舗名 (仮称)豊洲四丁目店舗計画</p> <p>イ 店舗所在地 江東区豊洲四丁目三番一ほか</p> <p>ウ 設置者名 株式会社ライフコーポレーション</p> <p>(二)ア 店舗名 (仮称)オーケー上板橋店</p> <p>イ 店舗所在地 板橋区桜川三丁目二十五番四号</p> <p>ウ 設置者名 株式会社七軒屋</p> <p>(三)ア 店舗名 日本橋高島屋S.C.(本館・新館・東館)</p> <p>イ 店舗所在地 中央区日本橋二丁目四番一号ほか</p> <p>ウ 設置者名 株式会社高島屋ほか三名</p> <p>(四)ア 店舗名 ユニカ新宿ビル</p> <p>イ 店舗所在地 新宿区新宿三丁目二十三番七号</p> <p>ウ 設置者名 株式会社ユニカ</p> <p>(五)ア 店舗名 ホームセンターコーナン西東京田無店</p> <p>イ 店舗所在地 西東京市西原町四丁目二番八号</p> <p>ウ 設置者名 コーナン商事株式会社</p> <p>(六)ア 店舗名 クロスガーデン青梅</p>	<p>イ 店舗所在地 青梅市今寺五丁目十三番地一ほか</p> <p>ウ 設置者名 オリックス株式会社</p> <p>(七)ア 店舗名 ヤオコー東久留米滝山店</p> <p>イ 店舗所在地 東久留米市滝山四丁目十三番十号</p> <p>ウ 設置者名 株式会社ヤオコー</p> <p>二 東京都の意見の概要</p> <p>ア 概要</p> <p>一(一)から(七)までの店舗に係る届出については、区市の意見に配慮するとともに、大規模小売店舗立地法第四條に基づく指針を勘案し、総合的に判断して意見なしとする。</p> <p>令和四年六月二日</p>						
<p>イ 意見の通知日 令和四年六月二日</p> <p>三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>四 縦覧期間 令和四年六月二十一日から同年七月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>					

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)  
 郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)  
 三〇円

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)  
 郵便番号  
 113-0001

